

## 商品売買契約書

買主株式会社〇〇商事（以下、甲という）と売主△△株式会社（以下、乙という）は、次の通り商品の売買契約を締結する。

第1条（売買物件） 乙は、その所有する次の商品（以下、売買商品という）を甲に売り渡すものとする。

- (1) 品名 〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 数量 〇〇〇〇個
- (3) 単価 金〇〇〇円

第2条（売買代金） 売買代金は、金〇〇〇〇〇〇円とする。なお、当該金額に別途消費税5%を加算する。

第3条（引き渡し） 売買商品の引き渡し期日は平成23年7月31日限り、引き渡し場所は甲の〇×倉庫とする。

第4条（代金の支払い方法） 代金は、売買商品と引換えに現金で支払う。

第5条（遅延利息） 乙は、甲が代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

第6条（危険負担） 売買商品の引き渡しが完了した後、甲は本件物品を検査することができる。検査期間は3日間とする。

- 2 検査期間満了前に生じた売買商品の滅失、毀損その他一切の損害は乙の負担とする。
- 3 前項の規定は、甲の責に帰すべき場合、甲の検査に合格した場合及び甲が異議を述べずに受領した場合には、これを適用しない。
- 4 検査期間満了後に生じた損害は、乙の責に帰すべき場合を除き甲の負担とする。

第7条（損害賠償） 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

第8条（契約の解除） 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を擁することなく直ちに本契約を解除することができる。

第9条（契約の費用） 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

第10条（合意管轄） 本契約により生じる権利義務に関する争いを解決するための第一審の管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

第11条（疑義の決定） 本契約に関し疑義のある時は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成23年7月15日

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
甲（買主） 株式会社〇〇商事  
代表取締役 〇〇〇〇 印

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
乙（売主） △△株式会社  
代表取締役 △△△△ 印